

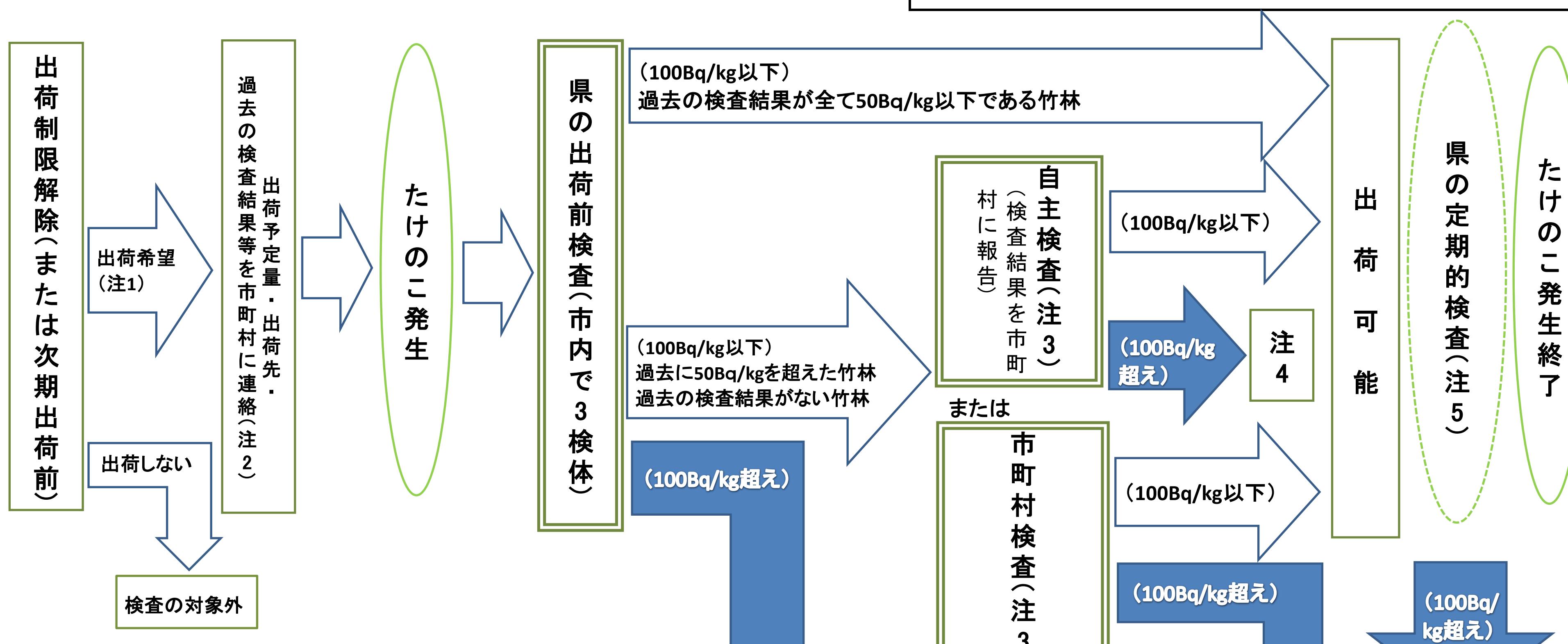
たけのこ出荷制限・自粛解除後の検査の流れ(出荷期ごと)

たけのこ出荷制限・自粛解除後の検査体制

①市町村ごとに3検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認する。この確認後に、過去の検査結果が 50Bq/kg を超えない地点から出荷する。

②ア過去の検査で 50Bq/kg を超える地点、イ過去に検査を行っていない地点、から出荷しようとする場合は、県、市町村、生産者が連携して検査を行い、基準値以下であることを確認後、出荷する。

③市町村ごとに、出荷期間内の1週間に1回を基準とした定期的検査を行う。



注1:不特定または多数の者に授与する場合を含む
注2:市町村が出荷者台帳整備

注3:簡易検査の場合は、 50Bq/kg 以下で出荷可能
なお、 50Bq/kg を超えたときは、精密検査により、 100Bq/kg 以下で出荷可能

注4:県又は市町村の精密検査により、 100Bq/kg 以下で出荷可能
注5:出荷前検査終了後、県が定期的検査実施
(出荷期間内に市町村内で1週間に1検体以上)